

児童手当からの学校給食費の申出書徴収の実施について

1.概要

児童手当受給者が、学校給食費等を滞納している場合に、それらの費用に児童手当を充てる旨の申出をしていただくことにより、児童手当から徴収を実施する制度です。

2.申出徴収の範囲について

申出書徴収は、支給される児童手当を滞納している費用に充てることができます。

※イメージ

保護者
学校給食費
滞納額：31,500円



第1子（10歳）
小学生
児童手当月額
10,000円



第2子（2歳）
保育児童
児童手当月額
15,000円



3.申出書徴収の具体例

児童手当月額

6月支払期児童手当総額
第1子：20,000円（2ヵ月分）
第2子：30,000円（2ヵ月分）
合計：50,000円

滞納費用の額

滞納額
学校給食費：31,500円
（令和3年度：18,000円）
（令和4年度：13,500円）

申出書徴収額 **31,500円** ※残り 18,500円 が保護者に支払われます。
(50,000円-31,500円)

※滞納額31,500円の支払いを、児童手当6月期と10月期と2月期の支払期に分けることもできます。学校にご相談ください。

⑧ 各世帯の状況に応じて支給額は異なりますので詳しくは、市ホームページにて児童手当を検索し、ご確認ください。

うるま市立学校給食センター
連絡先 973-1111(第一調理場)